

国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学環境安全管理センター運営規則 平成20年11月1日 20環規則第1号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(センター長) 第4条 環境安全管理センター長(以下「センター長」という。)は、<u>原則として</u>本学の教授をもって充てる。 2 センター長は、センターの業務を掌理する。 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5条～第10条 省略</p> <p>第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 一 センター長 二 副センター長 三 環境管理施設管理主任 四 放射線安全管理小委員会委員長 五 特定生物安全管理小委員会委員長 六 兼務教員 3人 七 農学府・農学部から選出された講師以上の教員 2人 八 工学府・工学部から選出された講師以上の教員 2人 九 生物システム応用科学府から選出された講師以上の教員 1人 十 キャンパス整備チームリーダー 十一 その他委員会が認めた者</p> <p>2 前項に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第12条～第14条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(センター長) 第4条 環境安全管理センター長(以下「センター長」という。)は、<u>環境安全を担当する副学長又は本学の教授</u>をもって充てる。 2 センター長は、センターの業務を掌理する。 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5条～第10条 省略(現行どおり)</p> <p>第11条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 一 <u>環境安全を担当する副学長</u> 二 センター長 三 副センター長 四 環境管理施設管理主任 五 放射線安全管理小委員会委員長 六 特定生物安全管理小委員会委員長 七 兼務教員 3人 八 農学府・農学部から選出された講師以上の教員 2人 九 工学府・工学部から選出された講師以上の教員 2人 十 生物システム応用科学府から選出された講師以上の教員 1人 十一 キャンパス整備チームリーダー 十二 その他委員会が認めた者</p> <p>2 前項第8号から第10号並びに第12号に定める委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとし、委員に欠員の生じた場合の補欠の委員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第12条～第14条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則 (21環規則第 号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。